

「働くことのデフォルト」を問い直す——生活時間から見た労働

黒田 祥子

日本では長年、長時間労働が労働問題の大きな論点となってきた。こうした中、2018年の労働基準法改正で時間外労働に上限が設けられ、コロナ禍を契機とした働き方の変化も重なり、日本の長時間労働者の割合は徐々に低下している。例えば、労基法改正前の2018年には36.1%だった週49時間以上働く男性正規雇用者の割合は、2025年には26.1%まで低下した。しかし、この数字は男性正社員の4人に1人が、1日平均で2時間以上の残業をしていることを意味する。長時間労働は改善の兆しを見せているとはいえ、日本の労働時間は国際的に見ても長い水準にあり、働き方改革は依然として道半ばである。

そして改正労基法施行から7年が経過した今、働きたい人が時間にとらわれず働ける社会を目指し、労働時間規制の緩和を求める議論が注目されている。時間に縛られない働き方は、多くの人にとって魅力的に映る。働く時間を柔軟に選べることは個人の自律性を高め、ウェルビーイングや生産性の向上につながるという期待もある。

しかし、日本の労働市場において冷静に考えるべきは、柔軟な働き方の拡大がどのような帰結をもたらすのかという点である。「もっと働きたい人は働けるようにすべきだ」という主張は一見すると自由で合理的に聞こえる。だが、長時間労働が社会の前提となっている環境では、同調圧力や競争によって長時間労働が再び常態化する可能性がある。柔軟性の拡大が、結果として長時間労働の再固定化につながるという逆説にも目を向ける必要がある。

今の日本に問われるのは、「働くことのデフォルト」、すなわち社会の多くの人が前提として思い描く「普通の働き方」をどこに置くかという点である。それは、日本社会が「原則として働か

ない時間」を社会として本気で確保する意思があるのかという問いでもある。ここでいう「原則として働かない時間」とは、働かないことを基本とし、働いた場合にはその理由や回復の必要性が意識される時間のことである。この問いは、労働と生活の境界を社会としてどのように守るのかという問題にもつながる。欧州では休息时间や「つながらない権利 (Right to Disconnect)」などをめぐる議論を通じて、働かない時間を社会としてどう位置づけるのが重要な論点となってきた。

労働時間をめぐる議論はしばしば、「24時間から労働時間を差し引いた『残り』が生活時間である」という発想に陥りがちである。しかし本質的に重要なのは、労働以外の時間をどれだけ確保するかではなく、生活そのものをいかに豊かなものにするかという点にあるはずだ。十分な休息や余暇、家族や地域との関係、学びや趣味の時間は、人々の生活の質を高めるだけでなく、新しい発想や創造的アイデアを生み出す土壌ともなる。生活が豊かになることで、人は再び仕事への意欲や創造性を取り戻す。

長時間働き、そこで得た所得を消費することによって豊かさを実現する社会から、生活そのものを楽しむことによって豊かさを実感できる社会へ。そうした転換を実現するためには、労働時間の制度だけでなく、働くことをめぐる社会規範そのものを見直す必要がある。労働時間を単なる制度や管理の問題としてではなく、人々の生活全体の中に位置づけ直すことが求められている。生活時間の視点から労働を捉え直すことは、これからの働き方だけでなく、社会の豊かさを考えるうえでも重要な手がかりとなるだろう。

(くろだ・さちこ 早稲田大学教育・総合科学学術院教授)